

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年12月10日 開会

令和2年12月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年12月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
13番 齋 藤 学	14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆
19番 松 永 孝 男		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男
9番 望 月 義 雄	10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎
12番 佐野 強	13番 近 藤 雅 隆	

欠席委員

4番 遠 藤 光 浩 5番 佐 野 均

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が県内でも多発しており、他市においてはクラスターが起きている状況を鑑み、本日は農業委員会の総会は通常どおり進めさせていただきますが、農地利用最適化推進会議は簡略にし、事務局からの資料の説明のみ、推進委員の皆さんからの報告は省略いたしますが、必要があれば発言してもらおうこととし、休憩なしで進めさせていただきます。

本日は、農業委員が全員出席となります。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の会議につきましても、事務局からの説明は簡潔に行い、委員の皆さんは発言等あ

る場合は挙手をお願いします。

議事に先立ちまして、令和2年11月10日から令和2年12月9日までの間における農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました農地法の規定による申請（届出）について、取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、淀平町■■■■、畑171平方メートルについて、令和2年9月25日に申請者が住宅敷地の拡張を目的とした農地法第5条届出がなされましたが、都合により取消願が提出されました。以上です。

議長

処理状況でありますので、報告とさせていただきます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、16番 杉浦徳子委員、17番 植竹繁委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、16番 杉浦徳子委員、17番 植竹繁委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第70号から議第74号です。

初めに、報第70号から報第76号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年10月21日から11月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページ、2ページを御覧ください。

報第70号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が4件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第71号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4ページから8ページを御覧ください。

報第72号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、6件の届出が受理されました。

続きまして、議案の9ページ、10ページを御覧ください。

報第73号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものとしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページから14ページを御覧ください。

報第74号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の15ページを御覧ください。

報第75号 農地法第5条届出の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売・公売に参加するため、買受適格証明願の提出があり、証明したので報告する。

なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、農地法第5条の規定による届出書を提出した場合において、当該証明の交付時と同様と認めた場合には受理して差し支えないものとする。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の16ページを御覧ください。

報第76号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告については、以上です。

議長

事務局からの報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第70号から報第76号まで報告済みとします。

次に、議第69号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の17ページを御覧ください。

議第69号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について
第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は上野小の南東に位置する農地です。受人上条の■■■■さんと渡人亡■■■■相続財産管理人の■■■■さんとの売買契約で、隣接する自己所有農地と一体的に水稻を栽培する計画です。

受人は現在67歳、耕作面積は許可後3,586.91平方メートル、稼働人員は1名です。続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページ及び3ページを御覧ください。

新規就農案件になります。申請地は2ページの星山団地の東と南、3ページの星山浄化センターの東に位置する農地です。受人星山の■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約です。受人は星山団地の東の農地を口約束で借りて30年ほど耕作を続けてきましたが、渡人から将来的に譲り渡したい旨の話があったため、まずは貸借の手続きをしたく申請に及んだとのことです。

受人は現在56歳、耕作面積は許可後3,298平方メートル、農機具は自己所有しており、稼働人員は3名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は岩本団地の東に位置する農地です。受人富士市大淵の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、茶を栽培する計画です。

受人は現在50歳、耕作面積は許可後5万6,599.43平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

新規就農案件です。申請地は根原で、富士バイオテック株式会社の北に位置する農地です。受人杉田の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。受人は以前から農業に興味をもち、山林を開墾し野菜の栽培を行っておりました。関係事業者からの需要が見込まれており、今般、大規模に耕作ができる土地を取得したく申請に至りました。申請地は長らく畑に利用されておらず、すぐには耕作できる状況ではないのですが、3,000平方メートルずつ改良を行い徐々に作付していくとのことです。

受人は現在65歳、耕作面積は許可後1万8,228平方メートル、農機具は自己所有しており、稼働人員は3名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は三澤寺の北に位置する農地です。受人東京の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。受人は猪之頭に別荘をもち、3年前に半野の農地を借りて就農しました。今般、農地付の住宅が見つかり、移住する準備が整ったので申請に至りました。野菜を栽培する計画です。

受人は現在45歳、耕作面積は許可後6,770平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は、井上機工の西に位置する農地です。受人の■■■■さんと■■■■さんは親子になります。渡人である遺言者の■■■■さんは、受人■■■■さんの義理の親になります。受人には相続権がないので、遺言による権利移転となりました。

受人は現在62歳と40歳、もともと同じ世帯で同じ農地を耕作しておりましたので、耕作面積は許可後も5,032平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第7項及び第8項は、同一受人の案件になりますので、一括して説明します。第7項及び第8項並びに別冊航空写真8ページから10ページを御覧ください。

申請地は、3か所になります。航空写真8ページの青木団地の南、9ページの富丘公民館の西、10ページの大倉川ダムの南東に位置する農地です。受人農地所有適格法人の■■■■株式会社

と渡人第7項は■■■■さん、第8項は■■■■さんとの売買契約になります。野菜、水稻を栽培する計画です。

耕作面積は許可後1万5,504.56平方メートルになります、稼働人員は3名です。

続きまして、第9項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地は、狩宿の下馬桜の北東に位置する農地です。受人外神の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、水稻を栽培する計画です。

受人は現在48歳、耕作面積は許可後6,127.68平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第10項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地は、株式会社HKSの東に位置する農地です。受人上井出の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、牧草を栽培する計画です。

受人は現在67歳、耕作面積は許可後3万5,701平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第10項の申請について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項及び4項について、担当委員からの調査報告をお願いします。

18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告いたします。

12月4日午後4時、事務局伊藤さんと申請人と私で申請地で会い、話をききました。申請人は星山に移住してから申請地の一部300平方メートルを30年ほど渡人から借り受け、耕作されていました。残りの申請地については、ほかの人が耕作していましたが耕作できなくなり、耕作放棄地状態でした。申請人は公務員ですが、退職後に生計の一部を農業により賄うため今回、申請地を借り受け、新規就農したいということで申請に及びました。今回の申請地についても周辺の農地と同様に耕作、肥培管理を行う予定で、周辺地域における農地の有効的な利用に問題はありません。また、受人の新規就農経営計画は、果樹や自然薯ほか、野菜の栽培を中心に、労働力は家族3人で、うち1人は現在農林大学生です。農機具も確保され、技術・経験も備えており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

以上です。

17番 植竹繁委員

ただいま審議中の4項について説明をいたします。

12月8日午後2時より現地にて事務局2名、農業委員2名、代理人1名で説明を受けました。申請人にお話を伺いたかったのですが、会っていただけませんでした。お願いしたいのは、地区への説明と現状より高くしないようにということです。これまでもここは産廃が埋め立てされておる土地で、道路より1メートル弱かさ上げされております。やはり地域としては、これ以上いんなものを持ち込まれるのは困るので現況のまま平らにして、そこで野菜作りをしてくださいという要望がありました。以上のことを代理人にお願いをして、今後も注意をしながら見守りたいということであります。申請どおり作付をするということを求めて、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

ちょっといいですか。

私は確認してませんが、7項の外神の河原上の土地にクヌギが植えてるという話があったんですけど、そこは違うのですか。

事務局 伊藤主査

何も植えてはいませんでした。これから作付ができるような状態で起こしてあって、きれいな状況でありました。

議長

地続きかな。南側の地続き。何か植えてあるところ、実は昨日聞いたんですよ。クヌギが植えてあるって。また現地を見てください。

事務局 伊藤主査

現地は見に行ってるんですけども、普通の畑でクヌギは植えてはなかったです。

議長

昨日聞いたんですよ。クヌギが植えてるということだね。

事務局 伊藤主査

大きな木ですか。

議長

いや、クヌギは苗木。

事務局 伊藤主査

苗木。その後どうなんですかね。申請があった時点で見に行ったんですけども。

議長

確認をお願いしますね。

それから、4項の関係ですかね。本人がどうしていなかったんですか。

17番 植竹繁委員

どうしてって、多分、会長も知っておられるとおりに、あそこの北山の山の中でいろんなことをやってる人なもんですから、多分いろんなことを言われるのが嫌だなっていう、これは推測ですけども。

議長

あの人ですか。牛を飼いたいとか言いました。じゃあ、その関係ですか。

13番 近藤雅隆農地利用最適化推進委員

その案件ですけど、植竹さんとちょっと一緒にその前を通ったことがあったもので、前推進委員の三浦さんもちょうどあのところを通ったという話を聞いたもんで、それからたまたま植竹さんと通ったときに困るよね、と思いながら今、この案件が出てきたものですから、それこそ先ほど言われた方、ちょっとクエスチョンがというような気ではありますので、ちょっと注意して見ていてもらいたいと思いますし、自分たちも注意しますが、残土とかそういうような形になったらまた困るなと思って話は聞いてました。

以上です。

議長

実はこの方は、前に北山の山の中に牛を飼いたいということでしたね、確かね。事務局の人は変わっちゃったから。いる人もいるね。それで、一応その時点ではまずいよと断ったわけです。それからまた2、3年の話になって、これがそうですか。それでどうですか。本人は来ないんですけど、何かやるやつが作物というのはないですよ。

17番 植竹繁委員

今回は作物を作りますということで申請が出てますから、じゃあそのようにやっていただくのがいいのかなど。

議長

事務局、今の関係について説明をお願いします。

事務局 伊藤主査

ここでキャベツをやりたいというお話を伺っております。植竹委員のお話のように、以前の持ち主の方がここに盛土、土砂の埋め立てを行って現況よりも少し高くなったままの状態で今現在もそういう状況になっております。それで、すぐに耕作ということは難しいものですから、ここを3,000平方メートルずつちゃんと土地改良を行って、そして徐々に作付を行っていくと、そういうような計画を伺っております。

議長

大変ですが、前の経緯がありますので、ぜひ注視してもらいたいと思います。ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第69号は原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第70号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の21ページを御覧ください。

議第70号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

山宮■■■■、畑2,625平方メートルにつきまして、申請人が植林転用したいというものです。

以前は父親が畑を耕作していましたが、高齢で耕作できず荒地となっていました。その父が昨年他界し申請者が相続をしましたが、遠方のため管理が困難であることから、周辺の現状に合わせて植林をしたく申請をするものです。

申請地は、山宮工業団地から北へ約350メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。周辺の状況に合わせ周囲に影響のないよう配慮し、コナラやクヌギを植林する予定です。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を願います。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第70号は原案とおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第71号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の22ページから23ページを御覧ください。

議第71号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

貫戸■■■■、畑23平方メートルほか3筆、計2,657平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により残土処分（農地改良）に一時転用しようとするものです。

受人は、令和元年7月1日に設立され、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処理業、農作業の請負業ほか多数の業種を行う法人です。所有者の要望により申請地を農地改良したく、一時転用の申請に至りました。

申請地は畑ですが、降雨時に水がたまり耕作ができる状態ではなくなってしまうため、表面の耕作土を掘削・仮置きし、良質の残土で盛り土し、くぼ地を解消し農地に復元する計画です。

申請地は星陵高校から東約350メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は自己資金により確保されており、復元計画書に問題はなく、他法令も許可見込みであり、周辺に影響のないよう最善の配慮を行い実施します。転用期間は許可日から3年間です

続きまして、第2項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

外神■■■■の内、畑398.50平方メートルにつきまして、受人が賃貸借により農家住宅に転用しようとするものです。

受人は現在、借家住まいですが遠方の母親との同居を考え、住宅の建築を計画し模索していたところ、受人がイチゴ栽培をするビニールハウスの道向かいにある申請地を賃借できることとなり申請するものです。

申請地はJAファーマーズマーケットから北約150メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。敷地内は、住宅のほか農業用車両を含めた駐車場3台及び作業スペースとして利用します。資金は自己資金により確保されており、周囲に影響のないように建設をします。

続きまして、第3項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

北山■■■■、畑9.91平方メートルにつきまして、受人が売買によりごみ集積所に転用したいというものです。

現在の集積所は個人の住宅敷地内に設置されているため使い勝手が悪く、移転を検討しました

が、障害のある方も利用されており離れた所への移設が難しく苦慮していました。周辺で適地を探していたところ土地収用時の残地であり、狭小地で耕作には不向きなものの、道路沿いで利便性の良い本申請地を売買で取得できることとなり申請するものです。

申請地は北山医院から北西約250メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は自己資金により確保されており、生活環境課へごみ収集場所設置（変更申請書）の申請済みです。

続きまして、第4項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

上井出■■■■、畑396平方メートルにつきまして、受人が売買により駐車場（9台）に転用するものです。

受人は令和元年に設立された金属加工業などを営む法人です。

申請地の近接地にある工場敷地では駐車場が不足しており、今後も人員増員や工場の増設の計画があるため、申請地9台分と農地以外の隣接地及び既設駐車場と合わせ全体で82台の駐車場に転用したく申請するものです。

申請地は日本建築学校から南へ約300メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は自己資金で確保されており、周囲は原野で近隣に農地は少なく影響はないと思われませんが、被害防除措置を行い設置します。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第71号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の24ページを御覧ください。

議第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

貫戸■■■■、畑3,158平方メートルにつきまして、受人は先ほどの5条許可第1項と同じ法人で、使用貸借にて残土処分（農地改良）に一時転用しようとするものです。

所有者が隣接地で農地改良をするという話を聞き、自分のところも困っているのでお願いした

いと依頼がありました。申請地は水はけが悪く常に湿っているため、表面の耕作土を掘削・仮置きし、良質の残土で盛土をした後に掘削土を戻し入れ、農地に復元する計画です。

申請地は星陵高校から東約350メートルに位置する農用地です。資金は自己資金により確保されており、復元計画書に問題はなく、他法令も許可見込みで、周辺に影響がないよう最善の配慮を行い実施します。転用期間は、許可日から3年間です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

青木■■■■、田302平方メートルほか1筆、計3,167平方メートルにつきまして、受人は1項と同じ法人で、使用貸借にて残土処分（農地改良）に一時転用しようとするものです。

申請地は以前より地下水からの水害があり、土壌が軟弱で耕作時に耕運機等の走行に支障があるため、表面の耕作土を掘削・仮置きし、水を吸い取る礫質土を含めた盛土を行い、全体をかさ上げし農地に復元する計画です。資金は自己資金により確保されており、復元計画書に問題はなく、他法令も許可見込みであり、周辺に影響のないように工事を実施します。転用期間は、許可日から3年間です。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

12月8日午後3時半に事務局伊藤さん、深川さん、農業委員会会長、宮島委員、そして申請者と申請代理人、私の7人にて申請地で会い、話を聞きました。

申請地は農地改良で畑のかさ上げ、東が山林と畑、西が道路、南が畑、北が畑で、道路より低く西向き傾斜です。耕作土をすき取り良質な建設残土で盛土をし、後に耕作土を畑に戻し復元する農地改良で、隣接農地所有者には承諾も得てあります。

詳細については、先ほど事務局より説明のあったとおりです。周辺の農地にも影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

14番 石川嘉章委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

12月8日午後、受人と申請代理人、農業委員会事務局2人、それから農地面積が3,000平方メートルを超える案件で県の諮問案件ですので望月会長、宮島孝子委員で石川邦彦委員と私の8人にて現地で話をききました。

場所は富士フィルム工場の北側約200メートルの水田で1年中、水が沸いてるような水田で、トラクター、コンバインなどを使えないほどひどい熟田です。そのため現在、何も作付されていません。そこで、建設で出る残土を入れて土地の落差と排水を改善し農地として使えるようにするものです。残土に至っては、検査を行い環境に影響のないものを使うとのこと。柵を設置して事故等ないようにし、周辺にも影響はないと思います。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第72号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

ありがとうございます。なお、これにつきまして今、委員の話にありましたけど、1項、2項については県の農業会議の審議案件になりますので、私と宮島委員が出席します。審議は今月の22日に行われます。

御異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第73号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の25ページを御覧ください。

議第73号 非農地証明申請の審議について

第1項及び航空写真20ページを御覧ください。

申請地は上井出■■■■、畑241平方メートルで、セブンイレブン富士宮上井出店の南東に位置する農地です。

昭和44年月日不詳、申請人の先代が近隣住民に貸与し貸住宅を建設、その後、平成8年頃に隣接地の所有者が住宅を建設した際、既存の建物を撤去し住宅敷地として一体利用を開始し、現在に至ったものです。昭和47年の線引き前から現在まで継続して宅地として利用していたことが確認できており、都市計画法上も問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の1項について報告をいたします。

12月4日、申請代理人の行政書士、事務局2名、私で現地を確認、説明を受けました。昭和44年頃、住宅を建築した際、住宅の一部として一体利用し現在に至っています。西側は北山用水路が流れ、コンクリート壁で区画、北側は道路となっており、南東側は石積みで隣地との境界も明確になっており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第73号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第73号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第74号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち、12項について17番植竹繁委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、事務局から議案の概要説明の後、退席を求めます。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の26ページを御覧ください。

議第74号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

1枚めくっていただきまして、2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数19人、利用権を設定する者の数10人、利用権を設定する農用地の面積は合計29万2,231平方メートルです。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。

利用権の内容について説明します。第1項から第14項までは、相対による利用権設定、第15項から第22項までは、中間管理機構を通じた一括方式による利用権設定になります。

概要説明は以上です。

議長

ここで17番植竹繁委員の退席を求めます。

〔17番 植竹繁委員 退席〕

それでは、12項について、先に審議します。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局 伊藤主査

それでは、利用集積計画（案）の9ページ、第12項を御覧ください。別冊航空写真は26ページになります。

申請地は朝霧さわやかパークキングの東に位置する農地です。■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は17万5,569平方メートルになります。

第12項は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第74号のうち12項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第74号のうち12項について、原案のとおり処理することに決定いたしました。

17番植竹繁委員の入場を求めます。

〔17番 植竹繁委員 入場〕

議長

引き続き、議第74号について、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 伊藤主査

それでは、利用集積計画（案）の4ページへ戻ってください。

第1項及び別冊航空写真は21ページになります。

申請地は山本で、ミニストップ岩本店の北に位置する農地です。富士市岩本の■■■■さんへの賃借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は15万1,548平方メートルになります。

続きまして、第2項から第14項までは富士開拓農業協同組合が貸主となる案件です。別冊航空写真22ページにつきましては、申請地の全体を示しております。麓の朝霧さわやかパークの東に広がる農地になります。順に説明をします。

第2項及び別冊航空写真23ページを御覧ください。

申請地は吹き出しの左下になります。根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は25万72平方メートルになります。

続きまして、第3項、航空写真は同じく23ページで、中央の吹き出しの3番目になります。

根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は16万5,788平方メートルになります。

続きまして、第4項、航空写真は同じく23ページで、中央の吹き出しの上から2番目になります。

根原の■■■■有限公司への賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は26万7,253.06平方メートルになります。

続きまして、第5項、同じく航空写真は23ページで、中央の吹き出しの一番下になります。

根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は17万9,172平方メートルになります。

続きまして、第6項、同じく航空写真23ページで、左の吹き出しの一番上になります。

根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は8万3,300平方メートルになります。

続きまして、7項、同じく航空写真23ページで、中央の一番上になります。

根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は35万776平方メートルになります。

続きまして、第8項、航空写真23ページの左の真ん中及び24ページになります。

根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は11万7,692平方メートルになります。

続きまして、第9項、航空写真は23ページで右上になります。

根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は12万454平方メートルになります。

続きまして、第10項、同じく航空写真23ページで、右下になります。

根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面

積は4万1,611平方メートルになります。

続きまして、第11項、別冊航空写真は25ページの下になります。

根原の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は23万8,052平方メートルになります。

続きまして、12項は審議済みになりますので、13項へ移ります。別冊航空写真は25ページの上、それから戻りまして、23ページの中央の下から2番目になります。

根原の株式会社■■■■への賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は24万2,406平方メートルになります。

続きまして、第14項及び別冊航空写真27ページを御覧ください。

根原の株式会社■■■■への賃借権設定で、飼料作物の栽培、3年新規になります。移転後経営面積は21万1,750平方メートルになります。

第15項以降は、中間管理事業になります。

第15項及び別冊航空写真28ページを御覧ください。

申請地は大岩明倫保育園の北に位置する農地です。大岩の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は6万3,719平方メートルになります。

第16項及び別冊航空写真29ページを御覧ください。

申請地は農業共済組合の北に位置する農地です。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は2万5,239.3平方メートルになります。

続きまして、第17項及び航空写真30ページを御覧ください。

申請地は喫茶土一揆の西に位置する農地です。黒田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は9万54.78平方メートルになります。

続きまして、18項及び航空写真31ページを御覧ください。

申請地はファーマーズマーケットの南に位置する農地です。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は5万3,992.05平方メートルになります。

続きまして、第19項から第22項までは利用権の設定を受ける者が同一であるため、一括して説明します。

申請地は航空写真32ページの富士心身リハビリテーション病院の東、33ページの明星山公園の北東、それから34ページの新東名明星山トンネルの東に位置する農地になります。

貫戸の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は3万5,466平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第74号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第74号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、令和3年1月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和2年12月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時55分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
16 番

会議録署名人
17 番